

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 新生証券株式会社（証券コード：－）

### 【据置】

長期発行体格付 格付の見通し	A－ 安定的
-------------------	-----------

### ■格付事由

- (1) 当社は新生銀行 100%出資の証券子会社。資本、人事、資金調達、リスク管理、経営管理や営業などにおいて新生銀行との関係は非常に深い。当社は新生銀行を販売委託先とする仕組債などの個人向け金融商品仲介業務を中核業務としており、新生銀行グループの中で重要な役割を果たしている。最近では当社と新生銀行との間での営業担当者の兼職に加え、トレーディング業務でも兼職体制を導入するなど銀証一体運営を一層強化している。当社の格付は、新生銀行とあらゆる面でのつながり、関与が深く一体性が強いことを反映し、新生銀行と同格としている。収益面では厳しい状況にあるが、当社の新生銀行グループにおける位置付けに変化はないと JCR はみており格付は据え置いた。
- (2) 証券会社として規模が大きいことから、当社の損益が新生銀行グループ全体に与える影響は小さい。純営業収益の大半は、中核業務である証券仲介における仕組債販売など顧客フローに絡んだ債券売買損益を中心とするトレーディング損益で占められている。証券仲介業務は市場環境の変化に左右されやすく、収益の変動性が比較的大きい。16/3 期以降は市場環境の悪化による証券仲介の低迷を主因に収益も悪化している。19/3 期は証券仲介の一段の落ち込みにより経常赤字となった。ただし、新生銀行へ支払う仲介手数料を勘案すればグループへの利益貢献は認められる。営業の兼職体制による成果も徐々に出ており、今後も新生銀行との連携を強化し収益改善につなげられるか注目している。
- (3) 当社のビジネスは顧客フローに基づくものがほとんどであり自己勘定投資は少なく、抱えるリスクは限定的である。近年はポジションを抑制的に運営しており自己資本規制比率は 19 年 3 月末で 993.2%と高い水準にあるが、資本が必要となった場合には、新生銀行からの支援が行われると JCR はみている。資金調達においては新生銀行から十分な借入枠を与えられており、流動性にも懸念は少ない。

(担当) 大山 肇・阪口 健吾

### ■格付対象

発行体：新生証券株式会社

### 【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年5月24日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三  
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「証券」(2014年5月8日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2019年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) 新生証券株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

## 株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル